

平成25年（ワ）第46号損害賠償請求事件

原告 武田悦子 ほか821名

被告 国 ほか1名

意見陳述書

(被告らの責任)

2013年9月19日

福島地方裁判所いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山添 拓

1 被害の甚大さ

福島第一原発事故は、広範な人々と地域に対して、長期にわたる深刻な被害をもたらしました。いや、被害は続いている、むしろ拡大し続けているというべきです。現に3.11から2年半が経ったいまもなお、10数万の人々が避難生活を余儀なくされ、世界中の人々が放出された放射性物質の影響に不安を覚え、制御され得ない汚染水問題の苦悩にさいなまれているではありませんか。

本件訴訟は、市民生活を破壊され、いまなお危険な状態が続く福島第一原発と隣り合わせの状況にありながら、必要かつ十分な賠償を受けられないいわき市民が、史上最大の公害事件の責任を追及するものです。

2 本件事故の責任を負うのは被告らである

(1) 核エネルギーの危険性は、それが人類史上初めて利用されたのが原子爆弾であったという点から明らかです。巨大な破壊力をもち、また大量の放射性物質により人類を含む生物の生存基盤を破壊する、極めて危険なエネルギーです。

原子力発電は、この危険なエネルギーを利用するもので、本質的に巨大な危険をはらんでいます。本件事故前、人類は、米国スリーマイル島原発事故とチェルノブイリ原発事故という二つの大事故を経験しています。二つの事故により、過酷事故発生の危険性と冷却材喪失の危険性という軽水炉の決定的欠陥、そしてひとたび原子炉が爆発すると、きわめて広範囲に放射性物質が飛散滞留し、広い地域を「死の土地」としてしまうことが、人類の経験として蓄積されていました。

(2) 被告国は、こうした核エネルギーの危険性を前提として、原子力発電に必須である核原料物質と核燃料物質の管理について全面的に規制し、原子力発電所の計画・設計、建設、運転、廃止のすべての段階にわたり、経済産業大臣が、原子炉の安全性確保のために全面的な規制を行う権限を有するものと定めました。

原子炉と核燃料物質の管理は、国による全面的な法規制の下に置かれており、電力会社が民間事業者としての経済活動の自由を認められる範囲は、きわめて限定的です。国は、そのうえで、1961年に原子力損害賠償法を制定し、万一原子炉の運転による被害が生じ、その損害額が、電力会社が加入を義務づけられる責任保険の措置額を超える場合には、国が、電力会社に必要な援助をすることとしました。国は、民間事業者に当然に求められる自己責任の原則と経済的合理性の原則を否定し、損害賠償のリスクを引き受けたのです。

原子力発電は、このような国の積極的な誘導、法整備と、それに応じる電気事業者がなければ、産業として成り立たないものであることが、確認される必要があります。

3 被告国は、原子炉の安全性確保のための規制権限行使を怠った

本件事故は、2年半が経過したいまもなお、全容解明ができずにいます。

しかし、少なくとも言えることは、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による浸水のため、福島第一原発において全電源喪失、炉心溶融という重大事故が発生し、そのために大量の放射性物質が拡散されるに至ったということです。

本件事故についていえば、経済産業大臣が、電気事業法 39 条 1 項及び同条 2 項 1 号に基づき、原子炉等が「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えない」基準を充たす内容の技術基準を定める権限を行使せず、また、同法 40 条による技術基準への適合命令を発する権限を行使しなかったことの違法性は明らかです。

繰り返し述べるとおり、原子力発電所は、ひとたび事故を引き起こすと、広域・多数の国民の生命・健康・財産や環境に対し、甚大かつ不可逆的な被害をもたらします。したがって、ここで行使されるべき権限は、想定される事故を未然に防止するために、その時点における最高水準の技術的知見に基づく適切な技術基準を定め、原子力発電に関する安全性を確保することを内容とするものというべきです。

本件事故に即して言えば、第一に、津波による電源喪失という事態を防ぐための対策を講じるべきこと、第二に、万一交流電源の機能が喪失した場合でも、その機能を復旧させるための対策を講じるべきことが求められていました。たとえば非常用 D/G の高い位置への設置、予備の直流バッテリーの用意と高い位置への設置、建屋や重要機器の水密化、全電源喪失に対して早期の復旧を可能とする代替設備の設置など、被告国が現在原子力発電所の再稼働をめぐる全国各地で指示している対策を施していれば、本件事故は防ぐことができたものでした。

しかし被告国は、2002 年ないし遅くとも 2006 年には、津波による浸水と電源喪失という事態の可能性という知見を得ていながら、その対策を怠ってきたのです。

4 被告東電は安全性を軽視し、事故対策を怠ってきた

先に述べた核エネルギーの危険性を前提とすれば、電気事業者である被告東電が、原子炉の運転に当たって負うべき注意義務は、きわめて高いものと言わなければなりません。最新かつ最高の知見と技術に基づいて、事故の発生を防止するため万全を期し、常により一層の安全の確保のために調査・研究を尽くすこと、仮に安全性の確保に疑念が生じた場合には、直ちに運転を停止して必要な対策を施すことなど、要求される最大限の防止措置を講じて周辺住民の生命・健康等の人格的利益に対する危害を未然に防止することは、電気事業者としての当然の義務です。

しかし、被告東電は、事故が多発していた福島第一原発において事故隠しを繰り返し、重大事故は起こり得ないという「安全神話」を振りまき、「やらせ」を行ってまで地域住民の意思を歪めてきました。特にこのいわきでは、「原発の安全性を求める福島県連絡会」などの市民団体が、福島第一原発の地震・津波による事故の危険性について、東電に繰り返し警鐘を鳴らしていたことにも注目していただかなければなりません。被告東電は、事故を防ぐ機会が何度もあったにもかかわらず、ついに真摯に向き合うことがありませんでした。

被告東電の責任は、もはや単なる過失と呼べるものではありません。これは、故意もしくは重大な過失によるものにほかならないのです。

5 被害の拡大は被告らの共同責任である

本件事故によるいわき市民の被害は、単に事故が発生したことだけによるものではありません。事故後、福島第一原発の危機的な状況が報道される中で、周辺住民にとって必要な情報が与えられず、避難すべきか否か、避難するとしてもどこへどうやって避難すべきなのか、それらがすべて一人ひとりの判断に委ねられたのです。そのために、無益な被ばくの増大や、

線量の一層高い地域への避難など、被害の拡大を甘受させられた原告は数知れません。

その責任は、被告らが把握すべき情報を把握せず、また、把握していた情報についても適切に提供しなかったことに求められます。

6 被告らの「加害の構造」を明らかに

被害の広域性、長期性、深刻性、そして甚大性――。原子力発電所でいったん重大な事故が発生した場合には、想像を絶する巨大な被害を生じさせることが、福島第一原発事故において、不幸にも、再度実証されることになりました。

被告らは、地震と津波が「想定外」であったから事故は防げなかったのだと主張します。あれだけ「安全だ」と言っていた被告らが、「想定外」の一言で 10 数万の避難者と 32 万余のいわき市民、被害を受けたすべての人々と地域を切り捨てようというのです。そこには反省のかけらもありません。

事故は決して「想定外」ではありませんでした。

事故を引き起こし、被害を拡大した責任は、被告らの責任を基礎づける「加害の構造」そのものであり、また、被告らの不条理と不正義を示す悪質性であります。裁判所におかれては、被告国と被告東電の責任を十二分に審理されることを、強く求めます。

以 上